

白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究活動に係る行動規範

この行動規範は、公的研究費及び公的資金による教育・研究活動支援事業費等を使用するうえで本学構成員としての取り組みの指針を明らかにするものである。本学は、すでに研究倫理指針を定めているが、本学構成員は、それと併せ、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

（法令の遵守）

1. 研究者はじめ本学構成員は、研究の遂行、研究費の使用等に当たり、関連の法令、通知及び本学諸規則等を遵守しなければならない。

（不正行為の禁止）

2. 研究者（研究活動に従事する研究補助者及び事務職員を含む。以下同じ。）は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性確保に努めなければならない。

（守秘義務と個人情報の保護）

3. 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知りえた個人情報の保護に努めなければならない。

（利益相反の回避）

4. 研究者は、研究活動に当たり、他者もしくは他団体等との利益相反の発生に十分留意しなければならない。

（差別の排除）

5. 研究者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。

（研究データの取り扱い・保存及び必要に応じた開示）

6. 研究者は、研究活動において収集・生成したデータ等に適切な措置を講じ、一定期間保存・管理しなければならない。また開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

保存を義務付ける対象、保存期間、保存方法に関しては別途定める。

（研究データの点検）

7. 研究者は、研究データの管理状況が適切かを点検するため、年に1回、研究デ

一々の保存状況について、別の様式のとおり報告するものとする。

(不正行為の是正義務)

8. 本学構成員は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、もしくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。

2009年11月1日制定

2017年3月9日改正

2019年3月7日改正、2019年4月1日施行とする。